

○財務省告示第二百五十八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和三年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和二年十月三十日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

後 出 産				産 出 後			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
03.01	[略]			03.01	[同左]		
03.06	[略]			03.06	[同左]		
03.07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）			03.07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
	[略]				[同左]		
0307.11	[略]			0307.11	[同左]		
0307.88	－その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）			0307.88	－その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
0307.91	[略]			0307.91	[同左]		
0307.92	－冷凍したもの			0307.92	－冷凍したもの		
	－－スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）			010	－－スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）		KG
	011 完全完全に殻を除いたもの		KG				
	019 ー他のもの		KG				
	090 ー他のもの		KG	090	ー他のもの		KG
0307.99	[略]			0307.99	[同左]		
03.08	[略]			03.08	[同左]		
[略]				[同左]			

21.01				21.01			
}	[略]			}	[同左]		
21.05				21.05			
21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			21.06	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
2106.10	[略]			2106.10	[同左]		
2106.90	－その他のもの			2106.90	－その他のもの		
200	－豆腐		KG	200	－豆腐		KG
<u>300</u>	－ビタミン、ミネラル、アミノ酸又は不飽和脂肪酸をもととした栄養				[新規]		
	<u>補助食品（小売用の容器入りにしたものに限る。）</u>		KG				
900	－その他のもの		KG	900	－その他のもの		KG
[略]				[同左]			
39.01	[略]			39.01	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
39.25				39.25			
39.26	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品			39.26	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品		
3926.10				3926.10			
}	[略]			}	[同左]		
3926.40				3926.40			
<u>3926.90</u>	－その他のもの			<u>3926.90</u>	000	－その他のもの	KG
100	－マスク		NO KG				
900	－その他のもの		KG				
[略]				[同左]			
50.01	[略]			50.01	[同左]		
}	[略]			}	[同左]		
50.06				50.06			
50.07	絹織物			50.07	絹織物		
5007.10	[略]			5007.10	[同左]		
5007.20	－その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の85%以上のものに限る。）			5007.20	－その他の織物（絹又はそのくず（絹ノイルを除く。）の重量が全重量の85%以上のものに限る。）		
	－他の繊維を交えてないもの				－他の繊維を交えてないもの		

	[削除]			<u>110</u>	---はぶたえ		<u>SM</u>	<u>KG</u>
120	---クレープ		<u>SM</u>	<u>KG</u>	120	---クレープ	<u>SM</u>	<u>KG</u>
190	---その他のもの		<u>SM</u>	<u>KG</u>	190	---その他のもの	<u>SM</u>	<u>KG</u>
200	---他の繊維を交えたもの		<u>SM</u>	<u>KG</u>	200	---他の繊維を交えたもの	<u>SM</u>	<u>KG</u>
5007.90	[略]			5007.90	[同左]			
[略]				[同左]				
58.01				58.01				
}	[略]			}	[同左]			
58.09				58.09				
58.10	ししゅう布（モチーフを含む。）			58.10	ししゅう布（モチーフを含む。）			
5810.10	[略]			5810.10	[同左]			
	---その他のししゅう布				---その他のししゅう布			
5810.91	[略]			5810.91	[同左]			
<u>5810.92</u>	<u>000</u>	---人造繊維製のもの		<u>5810.92</u>	---人造繊維製のもの			
			<u>KG</u>					
				<u>100</u>	---合成繊維製のもの			<u>KG</u>
				<u>200</u>	---再生繊維又は半合成繊維製のもの			<u>KG</u>
5810.99	[略]			5810.99	[同左]			
58.11	[略]			58.11	[同左]			
[略]				[同左]				
63.01	[略]			63.01	[同左]			
}	[略]			}	[同左]			
63.06				63.06				
63.07	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）			63.07	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）			
6307.10	[略]			6307.10	[同左]			
6307.20	[略]			6307.20	[同左]			
<u>6307.90</u>	---その他のもの			<u>6307.90</u>	<u>000</u>	---その他のもの		<u>KG</u>
	---マスク							
<u>010</u>	---綿製のもの		<u>NO</u>	<u>KG</u>				
	---その他のもの							
<u>021</u>	---N95マスク（米国国立労働安全衛生研究所の認証を受けたもの）							

		のに限る。)							
	029	-----その他のもの							
	090	-----その他のもの							
63.08		[略]							[同左]
63.10		[略]							[同左]
[略]			[同左]						
73.01		[略]							
73.22									
73.23		食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品							
7323.10	000	－鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品							
		－その他のもの							
7323.91		[略]							
7323.92		[略]							
7323.93	000	－ステンレス鋼製のもの							
7323.94		[略]							
7323.99		[略]							
73.24									
73.26		[略]							
[略]			[同左]						
84.01		[略]							
84.14									
84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化さ							

	の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第 8 4 . 4 6 項又は第 8 4 . 4 7 項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する 機械 [略]				の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第 8 4 . 4 6 項又は第 8 4 . 4 7 項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する 機械 [同左]				
8445. 11	〔略〕			8445. 11	〔同左〕				
〕	〔略〕			〕	〔同左〕				
8445. 19				8445. 19					
8445. 20	000 ー 精紡機		NO KG	8445. 20	ー 精紡機				
					100 ー 綿用のもの			NO KG	
					900 ー その他のもの			NO KG	
8445. 30	〔略〕			8445. 30	〔同左〕				
〕	〔略〕			〕	〔同左〕				
8445. 90				8445. 90					
84. 46	〔略〕			84. 46	〔同左〕				
〕	〔略〕			〕	〔同左〕				
84. 87				84. 87					
〔略〕				〔同左〕					
85. 01	〔略〕			85. 01	〔同左〕				
〕	〔略〕			〕	〔同左〕				
85. 27				85. 27					
85. 28	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに 限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若 しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問 わない。） 〔略〕			85. 28	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに 限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若 しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問 わない。） 〔同左〕				
8528. 42	〔略〕			8528. 42	〔同左〕				
〕	〔略〕			〕	〔同左〕				
8528. 69	ー テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオ の記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） 〔略〕			8528. 69	ー テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオ の記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） 〔同左〕				
8528. 71	〔略〕			8528. 71	〔同左〕				
8528. 72	ー その他のもの（カラーのものに限る。）			8528. 72	ー その他のもの（カラーのものに限る。）				

8528.73	110	----	液晶式のもの	NO	8528.73	110	----	液晶式のもの	NO
	190	----	小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）	NO		190	----	小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）	NO
	900	----	その他のもの	NO		900	----	その他のもの	NO
			[削除]			200	----	プラズマ式のもの	NO
			[略]			900	----	その他のもの	NO
85.29			第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品		85.29			第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	
8529.10	000		アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	KG	8529.10			アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	
			[略]			100	----	ロードアンテナ	NO KG
			[略]			900	----	その他のもの	KG
8529.90			[略]		8529.90			[同左]	
85.30			[略]		85.30			[同左]	
85.48			[略]		85.48			[同左]	
[略]					[同左]				
輸入統計品目表					輸入統計品目表				
[略]					[同左]				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
[略]					[同左]				
30.01			[略]		30.01			[同左]	
30.03			[略]		30.03			[同左]	
30.04			医薬品（混合し又は混合していない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）		30.04			医薬品（混合し又は混合していない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）	
3004.10			[略]		3004.10			[同左]	
3004.39			その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）		3004.39			その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）	

3004.41	000) ーエフェドリン又はその塩を含有するもの	KG	3004.41) ーエフェドリン又はその塩を含有するもの	KG
			(I . I .)			(I . I .)
				010	ー小売用の形状又は包装にしたもの	KG
						(I . I .)
				090	ーその他のもの	KG
						(I . I .)
3004.42	000	ーブゾイドエフェドリン (INN) 又はその塩を含有するもの	KG	3004.42	ーブゾイドエフェドリン (INN) 又はその塩を含有するもの	KG
			(I . I .)			(I . I .)
				010	ー小売用の形状又は包装にしたもの	KG
						(I . I .)
				090	ーその他のもの	KG
						(I . I .)
3004.43	000	ーノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	KG	3004.43	ーノルエフェドリン又はその塩を含有するもの	KG
			(I . I .)			(I . I .)
				010	ー小売用の形状又は包装にしたもの	KG
						(I . I .)

				090	---その他のもの			.)
								KG
								(I
								. I
								.)
3004.49				3004.49				
}	[略]			}	[同左]			
3004.90				3004.90				
30.05	[略]			30.05	[同左]			
30.06	[略]			30.06	[同左]			
[略]				[同左]				
39.01	[略]			39.01				
}	[略]			}	[同左]			
39.25				39.25				
39.26	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品			39.26	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品			
3926.10	[略]			3926.10	[同左]			
3926.20	<u>---衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）</u> <u>---手袋（厚さが0.20ミリメートル未満のものに限る。）</u>			3926.20	000 <u>---衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）</u>			KG
	011 <u>---塩化ビニルの重合体製のもの</u>		PR					KG
	012 <u>---エチレンの重合体製のもの</u>		PR					KG
	019 <u>---その他のもの</u>		PR					KG
	020 <u>---ガウン（医療用、介護用その他の衛生管理用に供する種類のものに限る。）</u>		NO					KG
	090 <u>---その他のもの</u>							KG
3926.30	[略]			3926.30	[同左]			
3926.40	[略]			3926.40	[同左]			
3926.90	---その他のもの			3926.90	---その他のもの			
	010 <u>---自動車用のシャンばね及びそのばね板</u>		KG		010 <u>---自動車用のシャンばね及びそのばね板</u>			KG
	---その他のもの				---その他のもの			
	021 <u>---ストリップを織つたもの（両面を全てプラスチックで塗布し、又</u>				021 <u>---ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、</u>			

		は被覆したものに限る。)	NO	KG			又は被覆したものに限る。)	NO	KG
		----その他のもの			029		----その他のもの		
	022	-----マスク		KG					
	029	-----その他のもの		KG					
[略]					[同左]				
40.01		[略]			40.01		[同左]		
40.14					40.14				
40.15		衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。） －手袋、ミトン及びミット			40.15		衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。） －手袋、ミトン及びミット		
	4015.11	----外科用のもの			4015.11	000	----外科用のもの		PR KG
	010	----天然ゴム製のもの	PR	KG					
	020	----アクリロニトリル-ブタジエンゴム（NBR）製のもの	PR	KG					
	090	----その他のもの	PR	KG					
	4015.19	--その他のもの			4015.19	000	--その他のもの		PR KG
		----手袋（厚さが0.20ミリメートル未満のものに限る。）							
	011	-----天然ゴム製のもの	PR	KG					
	012	-----アクリロニトリル-ブタジエンゴム（NBR）製のもの	PR	KG					
	019	-----その他のもの	PR	KG					
	090	----その他のもの	PR	KG					
4015.90		[略]			4015.90		[同左]		
40.16		[略]			40.16		[同左]		
40.17		[略]			40.17		[同左]		
[略]					[同左]				
61.01		[略]			61.01		[同左]		
61.15					61.15				
61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
	6116.10	－プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの －綿製のもの			6116.10		－プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの －綿製のもの		

		---プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの				---プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの			
	151	----編み上げたもの	PR	KG		151	----編み上げたもの	PR	KG
	152	----縫製したもの	PR	KG		152	----縫製したもの	PR	KG
		----その他のもの					----その他のもの		
		----手袋のもの					----手袋のもの		
	161	-----編み上げたもの	PR	KG		161	-----編み上げたもの	PR	KG
	162	-----縫製したもの	PR	KG		162	-----縫製したもの	PR	KG
	165	-----手袋以外のもの	PR	KG			-----手袋以外のもの		
						163	-----編み上げたもの	PR	KG
						164	-----縫製したもの	PR	KG
		--その他のもの					--その他のもの		
		---プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの					---プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの		
	251	----編み上げたもの	PR	KG		251	----編み上げたもの	PR	KG
	252	----縫製したもの	PR	KG		252	----縫製したもの	PR	KG
		----その他のもの					----その他のもの		
		----手袋のもの					----手袋のもの		
	261	-----編み上げたもの	PR	KG		261	-----編み上げたもの	PR	KG
	262	-----縫製したもの	PR	KG		262	-----縫製したもの	PR	KG
	269	-----手袋以外のもの	PR	KG		269	-----手袋以外のもの	PR	KG
		[略]					[同左]		
6116.91					6116.91				
	}	[略]				}	[同左]		
6116.99					6116.99				
61.17		[略]			61.17		[同左]		
		[略]					[同左]		
62.01					62.01				
	}	[略]				}	[同左]		
62.09					62.09				
62.10		衣類（第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。）			62.10		衣類（第56.02項、第56.03項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項の織物類から製品にしたものに限る。）		
	6210.10	—第56.02項又は第56.03項の織物類から成るもの				6210.10	—第56.02項又は第56.03項の織物類から成るもの		
	100	—毛皮付きのもの	NO	KG		100	—毛皮付きのもの	NO	KG

	<p>---その他のもの</p> <p>----人造繊維製のもの</p>				<p>---その他のもの</p> <p>----人造繊維製のもの</p>		
6210.20	<p>211 -----ガウン（医療用、介護用その他の衛生管理用に供する種類のものに限る。）</p>		<u>NO</u> <u>KG</u>	210			<u>NO</u> <u>KG</u>
	<p>212 -----防護服（上下一体の全身用の衣類に限る。）</p>		<u>NO</u> <u>KG</u>				
	<p>219 -----その他のもの</p>		<u>NO</u> <u>KG</u>				
6210.50	<p>290 -----その他のもの</p>		<u>NO</u> <u>KG</u>	290	-----その他のもの		<u>NO</u> <u>KG</u>
62.11	[略]			6210.20	[同左]		
62.17	[略]			6210.50	[同左]		
	[略]			62.11	[同左]		
	[略]			62.17	[同左]		
	[略]				[同左]		
63.01	[略]			63.01	[同左]		
63.06	[略]			63.06	[同左]		
63.07	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）			63.07	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）		
6307.10	[略]			6307.10	[同左]		
6307.20	[略]			6307.20	[同左]		
6307.90	<p>---その他のもの</p> <p>----綿製のもの</p>			6307.90	<p>---その他のもの</p> <p>----綿製のもの</p>		<u>KG</u>
	<p>011 -----マスク</p>		<u>NO</u> <u>KG</u>	010			
	<p>019 -----その他のもの</p>		<u>KG</u>				
	<p>---その他のもの</p>				<p>---その他のもの</p>		
	<p>021 -----絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。）</p>		<u>NO</u> <u>KG</u>	021	<p>-----絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。）</p>		<u>NO</u> <u>KG</u>
	<p>----その他のもの</p>			029	<p>-----その他のもの</p>		<u>KG</u>
	<p>-----マスク</p>						
	<p>022 -----N 9 5 マスク（米国国立労働安全衛生研究所の認証を受けた</p>						

		ものに限る。)	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
	023	-----その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>					
	029	-----その他のもの		<u>KG</u>					
63.08		[略]			63.08		[同左]		
}		[略]			}		[同左]		
63.10					63.10				
[略]					[同左]				
70.01		[略]			70.01		[同左]		
}					}				
70.04					70.04				
70.05		フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）			70.05		フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		
7005.10		－金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を有するもの			7005.10		－金属の線又は網を入れてないガラスで吸収層、反射層又は無反射層を有するもの		
	010	－無反射層を有するもの	<u>SM</u>		010		－無反射層を有するもの	<u>SM</u>	
		－その他のもの			090		－その他のもの	<u>SM</u>	
	091	－厚さが5ミリメートル以下のもの	<u>SM</u>						
	099	－その他のもの	<u>SM</u>						
		[略]					[同左]		
7005.21					7005.21				
}		[略]			}		[同左]		
7005.30					7005.30				
70.06					70.06				
}		[略]			}		[同左]		
70.20					70.20				
[略]					[同左]				
84.01		[略]			84.01		[同左]		
}					}				
84.42					84.42				
84.43		印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポ			84.43		印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポ		

	ーネットにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ (結合してあるかないかを問わない。) 並びに部分品及び附属品				ーネットにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ (結合してあるかないかを問わない。) 並びに部分品及び附属品			
8443. 11	[略]			8443. 11	[同左]			
ゝ	[略]			ゝ	[同左]			
8443. 19	ーその他のプリンター、複写機及びファクシミリ (結合してあるかないかを問わない。)			8443. 19	ーその他のプリンター、複写機及びファクシミリ (結合してあるかないかを問わない。)			
8443. 31	[略]			8443. 31	[同左]			
8443. 32	[略]			8443. 32	[同左]			
8443. 39	ーその他のもの			8443. 39	ーその他のもの			
	<u>010</u> ー複写機	<u>NO</u>	<u>KG</u>		<u>011</u> ーデジタル式の複写機			<u>NO</u>
					<u>019</u> ーその他のもの			<u>NO</u> <u>KG</u>
	090 ーその他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	090	ーその他のもの			<u>NO</u> <u>KG</u>
	[略]				[同左]			
8443. 91	[略]			8443. 91	[同左]			
8443. 99	[略]			8443. 99	[同左]			
84. 44				84. 44				
ゝ	[略]			ゝ	[同左]			
84. 87				84. 87				
[略]				[同左]				